

議長のお許しを頂き、「手話言語法を求める意見書の提出を求める
請願理由の説明をする時間を頂きました

市原市では、聴覚障がい者が611人いらっしゃいます。

手話は、聾者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりする時に使う言葉で、手指の動きや表情などを使って表現する言語です。

歩行に障がいのある方には、車イスが必要です。視力に障がいのある方は、点字ブロックや白杖が必要です。それと同じように、聴覚に障がいのある方には、手話が必要です。

手話は、独自の語彙や文法体系をもっています。

今も昔も聾学校においては、手話の授業というものがありません。

日本の歴史の中でも、聾学校では、手話の使用が禁止され、口の動きを読み取る口話教育をされていた時期がありました。

口話教育は、母音である「あいうえお」の動きしか、わかりません。

たとえば、「たまご」と「たばこ」、1時も7時も、同じ口の形なので、聾者同志でも、きちんと意志が伝わらないわけです。

言語である手話を使えば、「たまご」も「たばこ」も正しく伝わり、コミュニケーションがスムーズに取れるようになるのです。

手話言語法が制定されれば、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で、手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障されます。

聾者が社会に自由に参加できるようになり、共に暮らす社会づくりの一助となりますように、お願い申し上げ、請願理由の説明と致します。

よろしくお願い致します。